

岐阜県公報

目 次

規 則

岐阜県農業大学校授業料の免除等に関する規則の一部を改正する規則
 (農業技術課) ページ
 地域農業改良普及センター所長(地域農業改良普及センター)に置かれる事務所の長を含む。(印の指定に関する告示の廃止) (同) 三

規 則

号 外 (二十) 平成二十二年 四月 一日

岐阜県農業大学校授業料の免除等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第五十七号

岐阜県農業大学校授業料の免除等に関する規則の一部を改正する規則

岐阜県農業大学校授業料の免除等に関する規則(昭和六十二年岐阜県規則第七号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「月割額」を「期の納入額分」に改める。

別記第一号様式表面中

「氏名	氏名
「免職住所	「免職住所
氏名	氏名
職業	を
学生との続柄	氏名

に改める。

別記第二号様式表面を次のように改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県告示第 二 百 六 十 九 号

地域農業改良普及センター所長（地域農業改良普及センターに置かれる事務所の長を含む。）印に関する告示（平成十二年岐阜県告示第 二 百 八 十 一 号）は、平成二十二年四月一日から廃止する。

平成二十二年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

平成二十二年四月一日発行

発行者

岐阜県庁
岐阜市数田南一丁目一番一号

編集

各務原市テクノプラザ
—
ブイ・アール・テクノセンター